

令和4年度 居宅介護支援 指摘事項一覧

23事業所中

| 番号 | 分類 | 指摘内容(文書指摘) | 根拠法令 | 指摘数 |
|----|---------------------------------------|--|-----------------------------------|-----|
| 1 | 勤務体制の確保 | ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業者の指針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。 | 区条例第13号第21条第4項 老企第22号第2の3(13)④ | 6 |
| 2 | アセスメント | 新規計画作成時、計画変更時、認定更新時及び区分変更時のアセスメントを行っていることを確認できませんでした。適切な時期に、アセスメントを行った上で計画を作成してください。 | 区条例第13号第15条第6号 老企第22号第2の3(8)⑥ | 4 |
| 3 | 指定居宅介護支援の 具体的取組方針(計画の 説明・同意・交付) | 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、サービス計画の提出を求めている事例がありました。介護支援専門員は、指定居宅サービス等基準において位置づけられている計画の提出を求めるようにしてください。 | 区条例第13号第15条第12号 老企第22号第2の3(8)⑫ | 1 |
| 4 | 計画の作成 | 訪問介護のサービス提供が身体Ⅱから身体Ⅰに変更になった際に、居宅サービス計画が変更されていませんでした。利用者の状態に変化があった際は、適切にアセスメントを行った上で、随時居宅サービス計画を変更してください。 | 区条例第13号第15条第13号 老企第22号第2の3(8)⑬ | 1 |
| 5 | 主治医等の意見等 | 訪問看護を位置付けるにあたって、主治の医師等に意見を求めことが確認できない事例がありました。居宅サービス計画に医療サービスを位置付けるにあたっては、利用者の同意を得て主治の医師等へ意見を求めなければなりませんので、必要な対応を行ってください。 | 区条例第13号第15条第22号 老企第22号第2の3(8)㉑ | 1 |
| 6 | 福祉用具貸与の計画への 反映 | サービス担当者会議で福祉用具貸与の継続の必要性を検討したことが確認できない事例や、居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されていない事例がありました。福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検討し、その理由を居宅サービス計画に記載してください。 | 区条例第13号第15条第26号 老企第22号第2の3(8)㉒ | 2 |
| 7 | 秘密保持等 | 介護支援専門員として従事している従業者について、秘密保持に係る必要な措置を講じていることが確認できませんでした。従業者においては、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じるようにしてください。 | 区条例第13号第25条第2項 老企第22号第2の3(18)② | 2 |
| | | サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意を得ていない事例がありました。利用者の家族に対しても個人情報使用の同意を文書により得てください。 | 区条例第13号第25条第3項 老企第22号第2の3(18)③ | 1 |
| 8 | 内容及び手続の説明 及び同意 | 令和3年4月以降に新たに契約を結んだ利用者に対して、前6月の間に作成したケアプランに位置付けられた各サービスの割合等を説明していることが確認できませんでした。運営基準減算となりますので過誤調整を行ってください。 | 厚告第20号別表注3 老企第36号第3の6(1) | 1 |
| 9 | 業務管理体制の整備 | 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。速やかに業務管理体制の整備に関する事項の届出を行ってください。 | 介護保険法第115条の32第1項、第2項 | 2 |

| | | | | |
|----|-----------|--|--|---|
| 10 | 変更届 | 介護支援専門員の員数が減員していないにもかかわらず、変更の届出が行われていませんでした。省令で定める事項に変更があったときは、その旨を10日以内に届け出てください。 | 介護保険法第82条第1項 介護保険法施行規則第132条第1項 介護保険法施行規則第133条第1項 | 1 |
| 11 | 初回加算 | 同一利用者について、2月連続で初回加算を算定していた事例がありました。適切な算定となるように過誤調整を行ってください。 | 厚告第20号別表口注 老企第36号第3の9 | 1 |
| | | 居宅介護支援の業務が適切に行われていないにも関わらず、初回加算が算定されている事例がありました。初回加算は算定できないため、過誤調整を行ってください。 | 厚告第20号別表口注 老企第36号第3の9 | 1 |
| 12 | 特定事業所集中減算 | 特定事業所集中減算チェックシートの作成は行っていたものの、福祉用具貸与の紹介率最高法人の数値しか算出されていませんでした。算出対象になる他の種別についても、紹介率を算出し記録を残してください。 | 厚告第20号別表注7 老企第36号第3の10 | 1 |
| 13 | 入院時情報連携加算 | 退院前の連絡・調整の内容で入院時情報連携加算を算定している事例がありました。退院・退所加算と思われるため、適切な請求となるように過誤調整を行ってください。 | 厚告第20号別表ホ注 老企第36号第3の13 | 1 |
| 14 | 退院・退所加算 | 退院・退所加算Ⅰ口で請求していましたが、カンファレンス構成員の要件が認められませんでした。このためカンファレンス参加要件のないⅠイで過誤調整を行ってください。 | 厚告第20号別表へ注 老企第36号第3の14 | 1 |
| | | 退院・退所加算Ⅱ口を算定している利用者について、カンファレンスを行っていることが確認できませんでした。このため過誤調整を行ってください。 | 厚告第20号別表へ注 老企第36号第3の14 | 1 |
| 15 | 通院時情報連携加算 | 通院時情報連携加算を算定していましたが、利用者の受診に同行した事実はなく加算算定が誤りであったことが分かりました。過誤調整を行ってください。 | 厚告第20号別表ト 老企第36号第3の15 | 1 |